

人権理事会決議 44/L.4
ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃決議

人権理事会は、

国連憲章の目的、原則及び規定に導かれ、

世界人権宣言にも導かれ、また、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、障害者の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約並びに児童の権利に関する条約及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を含む国際人権関連文書を想起し、

ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者の取組を歓迎するとともに、人権理事会に提出された報告書及び勧告に留意し、¹

2007年6月18日の人権理事会の制度構築に関する人権理事会決議5/1及び人権理事会特別手続権限保持者のための行動規範に関する人権理事会決議5/2を想起し、また、権限保持者は同決議及び附属書に従ってその任務を遂行しなければならないことを強調し、

2008年6月18日の人権理事会決議8/13、2009年10月1日の人権理事会決議12/7、2010年9月30日の人権理事会決議15/10、2015年7月2日の人権理事会決議29/5、2017年6月22日の人権理事会決議35/9及び2010年12月21日の国連総会決議65/215をも想起し、

さらに、すべての人権及び基本的自由が、普遍的であり、不可分であり、相互に依存し、相互に関連し合っていることを想起し、

世界保健機関のグローバル・ハンセン病戦略2016-2020を歓迎し、また、ハンセン病のない世界に向けて加速するとの共通の願望を共有し、

ハンセン病は治療可能であること、及び、ハンセン病患者・回復者の人権が、早期治療によって、一層保護され、そしてそれらが障害の予防を可能にすることを想起し、

世界の様々な地域において、ハンセン病患者・回復者及びその家族は、それらの者を脆弱な状況下に置く隔離、差別及び人権侵害を含む平等な社会参加に対する障壁に直面してきたこと、また、直面し続けていることを深く憂慮するとともに、これらの課題に取り組むためにより一層の注意が払われる必要があることを意識し、

女性や児童を含むハンセン病患者・回復者及びその家族は、尊厳を持って扱われるべきであり、また、慣習国際法、関連条約、憲法及び国内法の下で、あらゆる人権及び基本的自由を享受する権利があることを再確認し、

ハンセン病患者・回復者及びその家族は、世界中でハンセン病に対する誤った情報や誤解から生じる複合的な形態の偏見及び差別に依然として直面していることを認識し、

¹ AHRC/38/42, A/HRC/41/47, A/HRC/44/46, A/HRC/44/46/Add.1, and A/HRC/44/46/Add.2.

ハンセン病患者・回復者及びその家族に対するあらゆる形態の差別に取り組むに当たっては、特別に留意することが必要とされることも認識し、

世界中において、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対するあらゆる形態の偏見及び差別を撤廃する努力を強化し、また、包摂を促す政策を推進する必要性に留意し、

2010年に人権理事会諮問委員会から提出され（注：人権理事会決議 A/HRC/15/30, annex）、人権理事会決議 15/10及び国連総会決議 65/215において、各国政府、関連国連機関、専門機関、基金・計画、その他の政府間機関及び国内人権機関が十分な考慮を払うよう奨励されたハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための原則及びガイドラインを実施することの重要性を強調し、

人権理事会決議 29/5に基づく人権理事会諮問委員会の最終報告書及び同報告書の勧告を歓迎し、

1. ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者の取組を歓迎する。
2. 以下の権限を有するハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者の任期を3年間延長することを決定する。
 - (a) 世界の全ての地域におけるハンセン病患者・回復者及びその家族による人権の享受の実現に向け、原則及びガイドラインの効果的実施のために各国により達成された進展及び講じられた措置についてフォローアップ並びに報告を行い、また、人権理事会に対してこの関連での勧告を行う。
 - (b) ハンセン病のない世界の実現を視野に、ハンセン病患者・回復者及びその家族の権利の実現並びに平等な社会参加に関するグッド・プラクティスを特定し、共有し並びに推進するため、各国、並びに、国連諸機関、専門機関（就中、世界保健機関）、基金・計画、他の政府間組織、地域人権機構、国内人権機関及び NGO 等の他の関係者との対話や協議に従事する。
 - (c) ハンセン病患者・回復者及びその家族の権利についての認識を高め、また、ハンセン病患者・回復者及びその家族の人権及び基本的自由の享受、並びに平等な社会参加を妨げるスティグマ、偏見、差別及び有害な伝統的慣行・思想を阻止する。
 - (d) 人権理事会に対して第47回会期から、国連総会に対して第76回から毎年報告を行う。
3. 全ての国に対し、要請されたあらゆる情報の提供を含め、同特別報告者の任務の遂行に協力し、同特別報告者からの国別訪問の要請に対して好意的に応じることに十分な考慮を払い、同権限保持者の報告における勧告の実施を検討することを要請する。
4. 国連諸機関、専門機関、基金・計画、他の国際機関、地域人権機構、国内人権機関、NGO等、全ての関係者に対して、同特別報告者が任務を遂行できるよう十分に協力するよう奨励する。

5. 国連事務総長及び国連人権高等弁務官に対し、同特別報告者の効果的な任務遂行のために必要なあらゆる人的、技術的及び資金的リソースを提供するよう要請する。
6. 国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対し、各国、世界保健機関をはじめとする関連国際機関及び関係 NGO と協力して、「原則及びガイドライン」の幅広く普及するとともに右に関する各国及び他の全ての関係者の理解を深めること等を通じ、ハンセン病患者・回復者及びその家族による意義ある参加を得て、ハンセン病関連の差別撤廃を目的とした様々な関係者との協議を継続するよう奨励する。
7. 各国、並びに、国連諸機関、世界保健機関を含む専門機関、基金・計画、特別手続、他の国際機関、地域人権機構、国内人権機関及び NGO 等の全ての関係者に対し、同協議に参加することを奨励する。
8. この問題に引き続き関与することを決定する。